

第3章

施策の展開

○第2章で掲げた20の基本方策を推進するにあたって、「現状と課題」を踏まえた上で、施策を展開します。

○基本方策ごとに、参考として「関連指標」及び「主な事業」を記載しています。

関連指標：計画期間中（5年間）の数値目標を設定。

主な事業：施策の展開にあたり、県が実施する事業（関連事業）のうち、主なものを基本方策ごとに掲載。

※主な施策の担当課は、令和4年4月1日時点の名称で記載しています。

Ⅰの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保

基本方策① 健康と安全安心の確保

【現状と課題】

子ども・若者が、生涯にわたって健やかな生活を送り、自分らしく生き抜いていくためには、子どもの頃から健康や体力の向上を図り、安全安心な生活を営むために必要な知識を身に付けさせることが重要です。

若年層においては、朝食を欠食する者の割合が多く見られるなど、ライフスタイルの多様化に伴う食生活の乱れなどにより、将来的に生活習慣病が生じやすくなることが懸念されます。そのため、規則正しい生活習慣の確立・定着を図るとともに、より一層の食育の推進にも取り組む必要があります。

また、近年、スマートフォンやゲーム機等で映像を視聴する時間が長くなる傾向にあることが、子どもたちの運動する時間や睡眠時間、学習時間の減少につながっている、との指摘もあります。「全国体力・運動能力、運動習慣等の調査」(スポーツ庁)によると、小・中学生の体力、運動能力は平成30年度から令和3年度にかけて大きく低下しており、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による更なる体力、運動能力の低下が懸念されます。加えて、運動する子としない子の二極化が進み、体育の授業以外では全く運動しない子どもも多く存在しています。運動しない子どもをゼロにするとともに、生涯を通じてスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められています。

子ども・若者の安全・安心を確保するため、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、交通安全教育を実施するとともに、特に問題となっている自転車の安全利用対策を重点的に推進していく必要があります。

また、災害発生時に子ども・若者が的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう、防災教育を推進する必要があります。

さらに、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳の若者が、契約に係るトラブルに巻き込まれることが懸念されます。加えて、20歳未満の飲酒・喫煙・薬物乱用等の問題、性被害、性感染症患者の低年齢化、交際相手からの暴力など、子ども・若者の安全・安心が脅かされている状況にあることから、主体的に行動できる力を育てる教育の推進が重要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合	小学校6年生 94.1% 中学校3年生 90.8% （令和4年度）	全国平均以上かつ増加を目指します
小学校における新体力テストの平均点	47.3点 （令和3年度）	50.0点

【主な施策の方向性】

（1）基本的な生活習慣の形成（健康づくり支援課、安全農業推進課、教育庁生涯学習課、教育庁保健体育課）

- ・ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するなど、学童期からの健康的な生活習慣を身に付けるための取組を行います。
- ・ 「グー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。
- ・ 食育に関する情報について、積極的に保護者等に提供するなど、学校、家庭、地域等と連携し、効果的な食育を推進します。

（2）体力向上（生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、教育庁生涯学習課、教育庁保健体育課）

- ・ 子どもたちが体を動かし、運動に親しむ習慣を身に付けることで、健やかな身体を育み、体力の向上が図られていくよう取り組みます。
- ・ 身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、多世代、多種目、多志向により活動する総合型地域スポーツクラブの設立や活動支援を行います。

（3）交通安全教育の推進（くらし安全推進課、教育庁児童生徒安全課、警察本部交通総務課）

- ・ 交通安全の必要性及び知識を普及し、子ども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。
- ・ 子どもが安全な登下校の交通マナーを身に付け、交通事故に巻き込まれないようにするため、各学校における「学校安全の手引」を活用した交通安全教育を推進するとともに、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメット着用の必要性等に

ついて徹底を図ります。

- ・ 交通安全教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、交通安全教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における交通安全教育の充実を図ります。
- ・ 「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を盛り込んだ「ちばサイクルール」を基に、年齢層に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施します。

(4) 防災教育の推進（教育庁児童生徒安全課）

- ・ 子どもが地震や大雨などの自然災害発生時に、命を守るための安全な行動がとれるようにするため、各学校における「学校安全の手引」を活用した防災教育を推進します。
- ・ 防災教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、災害に強い学校づくりや防災教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における防災教育や地域と連携した防災体制の一層の充実を図ります。
- ・ 防災教育に関する管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、学校における防災教育を推進するための資質・能力の向上を図ります。

(5) 消費者教育の推進（くらし安全推進課、教育庁学習指導課）

- ・ 子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。
- ・ 実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会を実施するなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進します。

(6) 飲酒・喫煙防止（健康づくり支援課、県民生活課、教育庁児童生徒安全課、教育庁保健体育課、警察本部少年課）

- ・ 若い年齢での飲酒・喫煙がもたらす健康影響等について、本人及び保護者に向けた啓発を行うなど、20歳未満の飲酒・喫煙及び受動喫煙防止に取り組みます。

(7) 思春期保健対策の推進（健康づくり支援課、疾病対策課、教育庁保健体育課）

- ・ 児童生徒やその保護者を対象に、エイズ・性感染症やがんなどに関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。
- ・ 学校において、思春期保健対策を推進するため、保健所、専門家との連携を進

めるとともに、児童生徒の発達段階や受容能力に配慮して性に関する正しい知識等を身に付けられるよう取り組みます。

(8) DV予防教育の推進（児童家庭課）

- ・ 若者がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
いきいきちばっ子食育推進事業	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食育ノートの活用や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。 (教育庁保健体育課)
いきいきちばっ子コンテスト 「遊・友スポーツランキングちば」の実施	各学校で体育や業間、昼休み等の時間楽しく集団で協力し合いながら、長縄跳び連続跳び、ボールパスラリー、連続馬跳び等の運動種目を行うことにより、積極的な外遊びや運動を推奨し、体力の向上を図る。 また、集団で運動に取り組むことで、好ましい人間関係や社会性の育成もねらいとしている。 (教育庁保健体育課)
交通安全教育推進事業	幼児・児童を悲惨な交通事故から守るため、幼児の交通安全教育に携わる指導者の育成及び資質向上を目的とした「幼児交通安全教育セミナー」を開催する。 県内複数の幼稚園、保育所等を「交通安全モデル園」に指定して年間を通じて交通安全に取り組んでもらうとともに、他園でも同様の取組が促進されるよう情報発信を行う。 (くらし安全推進課)
防災教育公開事業	学校が行う防災に関する事業を地域と連携して行い、また、公開することで、災害や防災に対する両者の意識や取組を近づけるとともに、自助や共助の意識の下に的確に行動できる人材を育成し、災害に強い学校とまちづくりに役立てる。 (教育庁児童生徒安全課)
消費者教育啓発事業	広報誌やポスター、リーフレット等により若年層への情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努める。 また、消費生活に関する講習会を実施する自治体、学校等へ講師を派遣し、消費者の自立を支援する。 (くらし安全推進課)
青少年を対象とするエイズ対策講習会	性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。 (疾病対策課)

若者のための DV 予防セミナー	<p>DV を許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、親しい間柄にある若者間の暴力、いわゆる「デート DV」などについてセミナーを実施する。</p> <p style="text-align: right;">(児童家庭課)</p>
------------------	--

第1章

第2章

第3章

Iの柱

IIの柱

IIIの柱

IVの柱

第4章

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保

基本方策② 社会を生き抜く力の育成

【現状と課題】

I o T¹⁴やA I¹⁵など技術革新の進展が社会や生活を大きく変えていく Society5.0¹⁶時代が到来しつつある中で、新型コロナウイルス感染症による生活や経済への影響もあいまって、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な状況となってきました。

こうした不透明な時代において、全ての子どもたちが夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を柱とした資質・能力を身に付けさせるとともに、幼児期から自然の中での遊びや外遊び等、五感を通して学ぶ体験活動の機会の充実や、読書活動の推進により、豊かな情操や規範意識、コミュニケーション能力や創造性など、人間本来の普遍的な力を育むことが重要です。

また、諸外国と比べて低いと言われている日本の子ども・若者の自己肯定感・自己有用感¹⁷を育成し、豊かな心を育むためには、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進に取り組んでいく必要があります。

¹⁴ I o T : Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

¹⁵ A I : Artificial Intelligence (人工知能) の略。インターネット上などに存在する膨大な量のデータの中から、統計・確率的に分析を行い、最も確からしい解を導き出すプログラムのこと。

¹⁶ Society5.0 : ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、新たな経済社会をいい、具体的には、サイバー空間と現実空間を高度に融合させ、経済的發展と社会的解決を両立させることのできる、人間中心の社会のことをいう。

¹⁷ 自己有用感 : 自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。他人の役に立った、他人に喜んでもらった等、相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」「自己肯定感」等の語とは異なる。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校 80.6% 中学校 66.4% （令和4年度）	全国平均以上かつ増加を目指します
授業で、話し合い活動がしっかりできていると考えている児童生徒の割合	小学校 79.5% 中学校 77.5% （令和4年度）	全国平均以上かつ増加を目指します
全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校国語 66.0% 小学校算数 62.0% 中学校国語 68.0% 中学校数学 50.0% （令和4年度）	全教科で全国平均正答率以上を目指します

【主な施策の方向性】

（1）確かな学力の向上（教育庁学習指導課）

- ・ 「子供たちの学ぶ意欲の向上」と「教員の『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善」の2つの柱で展開する「ちばっ子『学力向上』総合プラン」に基づき児童生徒の学力向上に取り組みます。

（2）読書活動の推進（教育庁生涯学習課）

- ・ 「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、社会全体における子どもの読書への関心を高める取組を推進するとともに、読書環境の整備と家庭・学校・地域等の連携体制を構築することで、すべての子どもが本に親しみながら成長していく読書県「ちば」を推進します。

（3）体験活動の推進（文化振興課、教育庁生涯学習課）

- ・ 青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験や生活体験の提供、親子ふれあいキャンプの推進、美術館や博物館における体験事業の活用などを通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。

（4）環境学習の推進（循環型社会推進課）

- ・ 本県の自然・産業・文化等の地域資源を生かした体験活動を促進するとともに、学校や地域等様々な場における環境学習等の機会の充実を図ります。

(5) 福祉教育の推進（健康福祉指導課）

- ・ 様々な体験活動（高齢者・障害者疑似体験、地域清掃、地域と連携した祭事・交流会等）を通じ、社会福祉問題に対する理解や問題解決力を身に付けさせ、自発的な地域活動やボランティア活動等を促す、福祉教育を推進します。

(6) 文化芸術に触れる機会の創出（文化振興課）

- ・ 次代を担う子どもや若者の豊かな感性を育むため、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会を創出します。

(7) 道徳教育の推進（教育庁学習指導課）

- ・ 「千葉県における道徳教育推進のための基本的な方針」に基づき、発達の段階に応じた道徳教材や指導資料を作成・配付するとともに、道徳の教科化を受け、答えが一つではない道徳的な課題を、一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと授業の質的転換を図り、道徳教育の推進を図ります。

(8) 人権教育の推進（児童家庭課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 幼児・児童・生徒の発達の段階と地域の実情に即して、各教科などの特質に応じた人権教育を、教育活動全体を通じて計画的に推進します。
- ・ 子どもの権利条約を基に作成した「千葉県子どもの権利ノート」により、すべての子どもたちが持つ権利についての周知を図ります。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
ちばっ子「学力向上」総合プラン	「読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上」「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」「授業力の向上による学びの深化」「学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進」「信頼される質の高い教員の育成」の5つの視点に基づき、児童・生徒の学力向上を図る事業を総合的に進める。 (教育庁学習指導課)
子どもの読書活動推進事業	乳児期からの読書活動を推進し、子どもが自主的に読書を楽しむ環境を整備するため、発達段階に応じた保護者向け啓発リーフレットを作成・配付する。 また、「学校図書館・公立図書館連携研修会」、「千葉県子ども読書の集い」のほか、「読み聞かせボランティア等を対象とした講座」などを実施する。 (教育庁生涯学習課)
青少年教育施設の運営	指定管理者により県立青少年教育施設（5施設）の管理運営を行い、多様な体験活動の機会を提供する。 (教育庁生涯学習課)
こどもエコクラブの育成	子どもたちの環境保全の意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として、子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に環境保全活動や環境学習ができるように支援する。 (循環型社会推進課)
福祉教育の推進	様々な体験活動（高齢者・障害者疑似体験、地域清掃、地域と連携した祭事・交流会等）を通じ、社会福祉問題に対する理解や問題解決力を身に付け、自発的な地域活動やボランティア活動を促す、福祉教育を推進する。 (健康福祉指導課)
学校における芸術鑑賞事業	次代の文化を担う児童生徒を対象として、質の高い演奏に触れる機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。 (文化振興課)
道徳教育推進プロジェクト事業	「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、就学前から高等学校の各学校段階に応じて千葉県らしい道徳教育を推進することにより、幼児児童生徒の内面に根ざした道徳教育の充実に努める。 (教育庁学習指導課)
人権教育推進事業	教育活動全体を通じた人権教育を推進するために、管理職や人権教育担当者を中心に研修を実施する。地域における人権教育の先進校として積極的な活動を行うように推進校や研究指定校を定め支援する。 (教育庁児童生徒安全課)

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保

基本方策③ 子どもたちの可能性を引き出す教育の実現

【現状と課題】

学校は、子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う人間形成の場としての役割を担っています。

令和2年度から実施されている新学習指導要領では、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちが育む「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。

そのため、優れた資質を有する教員の採用や指導力の向上に取り組むとともに、教員が、スクールカウンセラーなど多様な専門性を持つ職員等と連携しながら、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チームとしての学校」をつくり上げていくことが必要です。

また、正規の勤務時間を超えて勤務する教職員が多く見られる中、学校における働き方改革を進める必要があります。

高等学校においては、令和4年度を始期とする「県立高校改革推進プラン」に基づき、魅力ある高等学校づくりを着実に進めていく必要があります。

県内には、人口減少、少子化の進展により、学校・学級の小規模化が進んでいる地域がありますが、どの地域でも質の高い教育を行うことができるよう、学校の指導体制を充実することが重要です。

あわせて、公教育の一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、公立学校との一層の連携・協力を推進していくことが重要となります。

また、国では、子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを実現するため、ICT環境を整備する「GIGAスクール構想」を推進しています。本県においても、先進的に取り組む学校の事例紹介や県立学校のICT環境の整備等、県のICT教育がより一層進むよう取り組んでいく必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
組織的・継続的な研修を行っている学校の割合	小学校 96.9% 中学校 98.4% (令和4年度)	全国平均以上かつ増加を目指します
児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合	73.6% (令和3年度)	100%

【主な施策の方向性】

（1）教職員の質・教育力の向上及び多様な専門性を持つ職員等との連携（教育庁学習指導課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 「千葉県教職員研修体系」に基づき、教職員研修について、研修の内容や実施方法など、毎年度見直しを図り、より実践的かつ効果的な研修を実施することで教職員の質・教育力の向上を図ります。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図るとともに、スクールロイヤーの効果的な活用を促進し、「チーム学校」として組織的に取り組む体制を整備します。

（2）教職員の働き方改革の推進（教育庁教職員課、教育庁学習指導課、教育庁保健体育課）

- ・ 教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えるため、学校の業務改善及び教職員の意識改革を進めていきます。
- ・ 教員の長時間労働を改善するため、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の事務作業を代行する会計年度任用職員の配置を進めるとともに、市町村の部活動指導員の配置を支援します。

（3）高等学校の魅力化・特色化（教育庁教育政策課）

- ・ 各高等学校のスクール・ポリシーに基づく学校運営や、特色ある学科・コース等の導入についての検討など、高等学校の魅力化・特色化を推進します。
- ・ 各校の魅力化・特色化に向けて組織的に対応できるよう、教職員全体の教育力の向上を図るとともに、校長及び副校長、教頭などのリーダーシップの下、現場教員の中心となって教育課題に取り組むミドルリーダーの養成を図ります。

(4) 学校における指導体制の充実（教育庁学習指導課、教育庁保健体育課）

- ・ 児童の学力、体力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりが行えるよう、外部指導者を専科指導員として配置する取組を進めます。
- ・ 授業中や放課後等における児童生徒への学習支援等を行う「学習サポーター¹⁸」を派遣することで、授業改善を図り、児童生徒の学ぶ意欲の向上に取り組めます。

(5) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携の推進（学事課、教育庁学習指導課）

- ・ 私立学校の教育水準の一層の向上を図り、経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校振興を図ります。
- ・ 教職員研修の合同開催などにより、公立学校と私立学校との一層の連携・協力を推進します。

(6) 情報活用能力を育むICT利活用の推進（教育庁学習指導課）

- ・ 県内のICT教育をさらに推進させるために、ちばっ子学び変革推進事業に基づき、ICT活用実践校を指定し、ホームページ等において、先進的に取り組んでいる事例紹介を行います。
- ・ 学校のICT化を支援する人材の確保に向けて、人材の紹介や派遣等を行っている事業者等に関する情報提供を各市町村自治体に対し行います。

¹⁸ 学習サポーター：退職された教職員や非常勤講師などの教職経験者、教員志望の大学生など、児童生徒の学習におけるつまづきや指導のポイントに見識があり、教育に熱意をもった者が登録・配置される。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
教職員の研修事業	教職員の資質能力の向上や学校経営改善のための研修事業等の総合的な計画を策定し、実施する。 (教育庁学習指導課)
学校の働き方改革	学校の業務改善を図るため、庁内各課と横断的な連携を図りながら、教職員の長時間労働の改善に取り組む。 (教育庁教職員課)
県立高等学校魅力化・特色化推進事業	「県立高校改革推進プラン」に基づき、県立高等学校の再編を推進する新たなプログラムを策定するための調査研究等を行う。 (教育庁教育政策課)
特別非常勤講師配置事業	多様な教育活動を展開するため、優れた知識や技能を有する人材を、教科や領域、総合的な学習の時間の一部、クラブ活動等を担当する特別非常勤講師として、小・中・義務教育学校に配置する。 (教育庁学習指導課)
私立学校経常費補助	私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人の教育に要する経常的経費に対し、生徒等1人当たりの国標準単価を基本として助成する。 (学事課)
I C T活用教育の充実事業	授業におけるI C T機器の効果的な活用や学習支援コンテンツ等の効果的な活用等を、I C T活用実践校として指定した検証校において研究し、広めることにより、生徒の主体的に学ぶ意欲の向上を図る。 (教育庁学習指導課)

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進

基本方策④ 多様な学習ニーズに対応した教育等の推進

【現状と課題】

社会情勢の変化やグローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などが進む中、年齢や性別などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現が求められています。

そのためには、教育の場などにおいて、性別・国籍の違いや障害の有無、性的指向・性自認（性同一性）等にかかわらず、互いを認め合い尊重する考え方について、理解を深めるとともに、それぞれが抱える事情を踏まえた支援が必要です。

男女共同参画については、男女平等や男女相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどへの理解促進を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができる教育を推進していくことが大切です。

外国人の子どもについては、学習に必要な言語能力の不足から、学習意欲の低下や学校への不適応、周囲の児童生徒からの疎外等につながることもあり、さらには、高校への進学・卒業、就職等、社会生活を送る上で不利な状況に置かれる傾向にあることから、適切な相談・支援や日本語指導が求められます。

障害のある子どもたちに対しては、同じ場で学ぶとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行い、自立と社会参画を見据えた力を育成していくためのインクルーシブ教育システム¹⁹を推進していく他、学校卒業後も生涯にわたって学び、充実したくらしができるよう、生涯学習施設等の利用など、生涯学習の機会が提供される必要があります。

性的指向・性自認（性同一性）を理由に偏見や差別を受ける子どもについては、当事者である児童生徒が一人で悩みを抱えず、また他の児童生徒への理解を促すためにも、多様な性のあり方について、正しい知識を伝え広めていくとともに、児童生徒の心情等に個別事案に応じたきめ細かな対応が求められます。

¹⁹ インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み（「障害者の権利に関する条約」第24条から）。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
幼・小・中・高等学校において作成した「個別の教育支援計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合	70.9% (令和4年度)	92%
幼・小・中・高等学校において作成した「個別の指導計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合	73.2% (令和4年度)	92%

【主な施策の方向性】

（1）共生社会の実現に向けた啓発等（政策企画課、国際課、男女共同参画課、健康福祉政策課、教育庁教育政策課、教育庁特別支援教育課）

- ・ 一人ひとりが互いを尊重し多様性を認め合うダイバーシティの考え方を広く県民に浸透させるよう取り組みます。
- ・ 人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、特に外国人、障害のある人、性的少数者の人権に関して重点的に啓発活動を実施します。
- ・ 国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」社会の実現に向けて、有識者等によるセミナーを開催し、県民の相互理解の増進を図ります。
- ・ 男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるため、学校教育のみならず、社会・家庭教育において、男女共同参画についての理解の促進を図ります。
- ・ これまでのオリンピック・パラリンピックを活用した教育を一過性のものとすることなく、無形のレガシーとして受け継ぎ、共生社会の形成を目指します。
- ・ 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進するとともに、障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの楽しみ方や関わり方を共有することができるパラスポーツや文化芸術活動を通じた交流活動の推進に取り組みます。
- ・ 性的指向・性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくし、性的指向・性自認（性同一性）に関する理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(2) 男女共同参画に係る教育の推進（男女共同参画課、教育庁学習指導課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 児童生徒、教職員などに対し、男女共同参画の推進についての出前講座を実施します。
- ・ 「第5次千葉県男女共同参画計画」に基づき、教職員に対して、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等を行います。
- ・ 特別の教科道徳や特別活動の学級活動を中心に、学校教育全体を通して、子どもたちが人間の尊重や男女の平等について考え、男女が共同して社会に参画することや協力して充実した生活を築くことができるよう適切な指導を行います。

(3) 特別支援教育の推進（教育庁特別支援教育課）

- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施します。
- ・ 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、障害のある子どもに対する連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実を図るとともに、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人ひとりの子どもに応じた切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ・ 入院児童生徒を対象としたオンラインによる遠隔指導や、タブレット等の活用により教科指導の効果を高め、情報活用能力の育成を図るとともに、視線入力装置などを活用して、障害による学習上の困難を改善・克服できるようにするなど、ICTの活用による教育の質の向上を図ります。
- ・ 第3次県立特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密化への対応を進めるとともに、特別支援学校設置基準の趣旨に鑑み、計画的に教育環境の改善を図ります。

(4) 障害のある人の学校卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実（産業人材課、教育庁生涯学習課）

- ・ 障害のある子どもの学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、教育、福祉や医療、労働関係機関が連携し、支援の充実を図ります。
- ・ 障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実を図ります。

(5) 外国人の子ども等への支援（教育庁学習指導課）

- ・ 外国人の子どもが、就学や学校生活において支障を来たすことがないように、適応指導・日本語指導などを行う上で、学習しやすい環境づくりを進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

(6) 性的指向・性自認（性同一性）に関する理解促進（教育庁児童生徒安全課）

- ・ 性的指向・性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別を受ける者が、就学や学校生活に支障を来たすことがないように、学校への啓発や教員への研修を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
人権ユニバーサル事業	「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、特に外国人、障害のある人、性的少数者の人権をテーマとする講演会、研修会、シンポジウム等を実施する。 (健康福祉政策課)
国際理解セミナーの開催	国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会づくりの理解促進を図るため、県民を対象とした有識者等によるセミナーを開催する。 (国際課)
男女共同参画の推進についての出前講座	人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、児童生徒、教職員などに対し、幅広く啓発活動を実施するなど、出前講座を実施する。 (男女共同参画課)
特別支援アドバイザー事業	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方について、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。 (教育庁特別支援教育課)
学校卒業後における障害者の学び支援事業	県内の公民館等に学びの場ができるように、市町村における障害者対象講座の開講を支援するとともに、市町村関係課職員を対象とした研修会等を開催し、学校卒業後の障害者の学びについて普及していくほか、生涯学習講座を作るにあたって必要な知識や人的支援を紹介する。 (教育庁生涯学習課)
外国人児童生徒等教育に関する連絡協議会	外国人児童生徒等への教育を円滑に実施するため、適応指導、日本語指導、その他外国人児童生徒に対する教育の充実に向け必要な事項を協議する。 (教育庁学習指導課)
学校人権教育の推進	幼稚園・認定こども園・小・中・義務教育学校・高等学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。 (教育庁児童生徒安全課)

Ⅰの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進

基本方策⑤ 子ども・若者の社会参画の促進

【現状と課題】

子ども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、課題を見つけ、解決のために積極的に行動できるようにすることが必要です。

平成28年6月から改正公職選挙法が施行され、高校生でも18歳になれば有権者として投票できることになりました。また、令和4年4月には、改正民法の施行により、成年年齢が18歳になるなど、若者が社会の中で自ら判断し、行動できる力を身に付ける必要性が更に高まっています。そのため、主権者としての自覚を促す取組をより一層推進するとともに、自らの意見を表明する機会の確保が求められます。

また、社会的な課題を解決することを目的としたボランティア活動に、子ども・若者が参加することは、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会ともなることから、子ども・若者のボランティア活動や社会貢献活動を推進する取組が求められます。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合	小学校 51.2% 中学校 37.9% (令和4年度)	全国平均以上かつ増加を目指します

【主な施策の方向性】

(1) 社会形成に参画する態度を育む教育の推進（県民生活課、教育庁学習指導課）

- ・ 子ども・若者の主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟ができるよう、学校における政治的教養を育む教育の一層の充実を図ります。
- ・ 中学生自らが、主張を正しく伝え理解してもらう力などを身に付ける機会として、「中学生の主張」大会を開催し、青少年の健やかな成長を促します。

(2) 社会貢献活動の推進（県民生活課、教育庁生涯学習課）

- ・ さわやかちば県民プラザ（生涯学習センター）において、高校生を対象としたボランティア講座を開催します。また、子ども・若者の社会貢献活動・ボランティア活動などの情報発信等を行うとともに、体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談を実施します。
- ・ ボランティア活動に関心のある方が、意欲をもって地域でのボランティア活動に取り組めるよう、活動希望者と受入団体をつなぐマッチングサイトの運営や受入団体に対する体制整備の支援等を行うことにより、ボランティアが活動しやすい環境を整備します。
- ・ 善意や親切心からよい行いをした青少年や、青少年の健全育成に尽力した団体を表彰し、その活動を讃えるとともに、その気運を県内に広め、自主的・自発的な活動の推進を図ります。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
主権者教育の推進	国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的で実践的な指導を行う。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし系統的、計画的な指導計画を立てて実施する。 (教育庁学習指導課)
さわやかちば県民プラザ「学習提供事業」「情報収集・提供事業」	さわやかちば県民プラザにおける「学習提供事業」の一環として、ボランティア意識の向上を図ることを目的とした「高校生のためのボランティア体験講座」を実施する。 また「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」において、体験活動・ボランティア活動に係る情報収集・提供を実施する。 (教育庁生涯学習課)

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進

基本方策⑥ 職業能力の習得／就労支援の充実

【現状と課題】

人口減少により担い手不足が見込まれる中、将来、子どもたちが社会で活躍することができるよう、地域産業や未来の労働市場を見据えたキャリア教育²⁰を充実することが求められています。

厚生労働省によれば、新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、令和2年度における新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、新規高卒就職者が36.9%、新規大卒就職者は31.2%となっており、とりわけ、規模の小さい事業所や一部の業種においては、さらに離職率が高くなるなど、若年者の早期離職への対応が課題となっています。また、令和3年「労働力調査」（総務省）によると、令和3年のニート数は75万人、フリーター²¹数は137万人と、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。

また、技術革新により社会が激しく変化する中で、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした若者の学び直しを支援することにより、生涯にわたって活躍していくことができるよう、学びの場の質の向上が求められています。

加えて、就職をした後、雇用主とのトラブルに陥らないよう、労働関係法令等の労働者の権利に関する知識を身に付け、適切に活用できるよう、教育・啓発を推進していく必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合	中学校 18.9% 高等学校 33.3% (R3年度)	中学校 100% 高等学校 100%

²⁰ キャリア教育：社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

²¹ フリーター：15歳から34歳の若者（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意思のある無職の人（内閣府定義）。

【主な施策の方向性】

(1) キャリア教育の推進（学事課、産業人材課、担い手支援課、水産課、教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課）

- ・ 学校における全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携の下、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。
- ・ 職場見学や職場体験などにより勤労意識や職業観を養うキャリア教育の推進を図ります。
- ・ 高等技術専門校²²において、小・中・高校生等を対象としたものづくり体験を実施し、若者のものづくりへの興味・関心を高める取組を行います。
- ・ 農業者・漁業者との交流などを通じて、職業に関する理解の促進や知識の習得を図ります。

(2) 若者の就労支援（雇用労働課、産業人材課）

- ・ 「ジョブカフェちば」²³を中心に、就職・進路に関する相談や各種セミナーなどを実施するとともに、交流イベント等を通じて、若年者と企業との相互理解を促進します。
- ・ 県外大学と「就職支援に関する協定」の締結を行い、都内など県外の大学に通う学生の県内企業への就職・定着を促す環境の整備を図ります。
- ・ 学卒者や離職者に対して、高等技術専門校での施設内訓練や民間教育訓練機関等への委託による職業訓練を行います。

(3) 社会変化に対応した学習や学び直しの機会の充実（教育庁生涯学習課）

- ・ 産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進めます。
- ・ 県立図書館では、所蔵する資料等を活用してリカレント教育に関する情報発信を行うほか、各種講座を実施し、若者を含めた幅広い世代の課題解決支援に取り

²² 高等技術専門校：千葉県立高等技術専門校（愛称：ちばテク）では、中学校・高等学校等を卒業して就職をしようとする人をはじめ、再就職や転職をしようとしている人などに職業能力開発を行い、企業での活躍が期待される「ひとづくり」を目指しており、県内に6か所設置されている。

²³ ジョブカフェちば：「ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）」は、船橋駅前フェイスペインに県が設置している施設であり、概ね30歳代（登録は44歳まで可）までの若者を対象とした就職支援センター。

組みます。

(4) 労働者の権利保護（雇用労働課）

- ・ 実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を身に付けることができるよう、高校生を対象に、ワークルールを学ぶ講座を実施します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業	「キャリア教育の手引き」（小・中・高等学校の教員を中心とした研究委員会が作成）を活用することや、職場見学、職場体験、インターンシップ等の体験活動や学校種間の連携を図ることで、小学校から高校につながる継続的なキャリア教育の推進を図る。 (教育庁学習指導課)
ジョブカフェちば事業	若者の正社員就職・雇用ミスマッチ解消のため、キャリアカウンセラーが就職活動における個別相談やセミナーを行うとともに、関係機関との連携による若者と企業との交流イベントの実施や併設ハローワークでの職業紹介など、ワンストップで総合的な就業支援を行う。 (雇用労働課)
リカレント教育推進事業	産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進める。 (教育庁生涯学習課)
ワークルール講座事業	若者が自分に合った企業等に安心して働き続けるためには、実際の就労に役立つ労働法等の基礎知識を身につけることが大変重要であるため、若者（高校生等）を対象に働く際のルール（ワークルール）を学ぶ機会を提供する。 (雇用労働課)

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止
基本目標3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

基本方策⑦ 総合的な相談・支援体制の整備

【現状と課題】

ニートやひきこもりをはじめとする、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者は、成育過程の中で様々な問題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合い、困難な状況となっていることから様々な問題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていくことが必要です。

また、子ども・若者が、より身近な地域や学校で必要な相談や支援が受けられるよう、年齢階層で支援が途切れることのない相談窓口やネットワークの整備が求められます。

さらに、自ら相談機関等に来ることが困難な子ども・若者に対して、自宅もしくはその他の適切な場所において、必要な相談や助言を行うアウトリーチ（訪問）型支援の充実を図っていくことも必要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の年間配置時間総数	SC 116,882時間 SSW 27,235時間 （令和3年度）	増加を目指します

【主な施策の方向性】

（1）千葉県子ども・若者支援協議会の運営（県民生活課）

- 千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有する子ども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。
- 子ども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。
- 「セレクトシステム（困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック）」の内容の充実を図り、相談・支援機関の連携の推進を図ります。

(2) 千葉県子ども・若者総合相談センターの運営（県民生活課）

- ・ 一人でも多くの悩みを抱えた子ども・若者やその家族の相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。
- ・ 面接相談を効果的に実施し、子ども・若者やその家族の悩みを的確に把握し、適切な助言や支援先の紹介を行います。
- ・ 適切な支援機関等が直ちに見つからず、家にこもりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等につなげます。
- ・ 様々な相談・支援機関等と連絡調整を図り、連携した取組を行います。

(3) 学校における相談体制の充実（学事課、教育庁教職員課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態を把握し、効果的防止策を講ずるとともに、相談窓口の周知を図り、よりよい学校環境づくりを進めます。
- ・ 様々な課題を抱える子どもとその家族に早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動の充実により、各学校における教育相談体制の一層の充実を図ります。

(4) 地域における相談・支援体制づくり（健康福祉指導課、県民生活課）

- ・ 制度の狭間や複合的な課題を抱えた方などに対する相談窓口として、「中核地域生活支援センター」を運営するとともに、住民に身近な市町村において包括的な相談体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを行います。
- ・ 市町村に対して、地域における子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置のメリットや他自治体の先進事例の紹介などを実施します。
- ・ 通学路での見守り活動や子育ての不安などの生活相談・助言等を行う民生委員・児童委員が必要な支援を行えるよう、研修を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整えるため、その役割や活動内容を発信し、住民への理解を促します。

(5) アウトリーチ（訪問）型支援²⁴の充実（健康福祉指導課、県民生活課、教育庁生涯学習課）

- ・ 自ら相談窓口に来ることが困難な子ども・若者への支援が可能となるよう、アウトリーチを実施している機関や団体の情報の収集を行うとともに、機関や団体における支援が充実されるよう研修等を行います。
- ・ 学校の授業参観や健診の機会など、保護者が多く集まる場に支援者が出向いて相談対応や情報提供を行い、支援の必要な家庭を見つけ、状況に応じ適切な関係機関等につなぐ、アウトリーチ型家庭教育支援を推進します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度による相談窓口において、生活困窮の状態にある子どもやその親を対象に、アウトリーチによるニーズの把握や伴走型の支援を含め、早期の支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。

²⁴ アウトリーチ（訪問）型支援：医療・福祉関係者や家庭教育支援担当者等が直接出向いて必要とされる支援に取り組むこと。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
子ども・若者育成支援推進事業（協議会）	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、困難を有する子ども・若者への支援策の検討や人材育成研修等を実施する。 (県民生活課)
子ども・若者育成支援推進事業（総合相談センター）	様々な悩みを持ちながらも、どこに相談していいかわからない子ども・若者（原則 39 歳まで）やその家族等からの相談について、専門相談員による電話相談、面接相談等を実施し、悩みの軽減を図るとともに、適切な支援先の紹介等を行う。 (県民生活課)
スクールカウンセラー等配置事業	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 (教育庁児童生徒安全課)
中核地域生活支援センター事業	24 時間 365 日体制で、制度の狭間にある方や複合的な課題を抱えた方などの相談支援、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内 13 箇所を設置、運営する。 また、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施する。 (健康福祉指導課)
子ども・若者育成支援推進事業（協議会）	自ら相談窓口に来ることが困難な子ども・若者への支援が可能となるよう、アウトリーチを実施している機関や団体の情報の収集を行うとともに、支援の充実に向け研修等を行う。 (県民生活課)

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止
基本目標3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

基本方策⑧ 様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実

【現状と課題】

■不登校児童生徒に対する支援

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県公立小学校における不登校児童数は3,583人、公立中学校における不登校生徒数は6,368人、公立高等学校の不登校生徒数は2,270人となっており、令和2年度と比較するといずれも増加しています。

不登校については、児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものだけではなく、児童生徒を取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添う必要があります。

そのため、不登校の児童生徒はもとより、遅刻や欠席が増えるなど、不登校になりかけている児童生徒やそれらの保護者からの相談に対応できる体制の充実やフリースクール²⁵等、民間教育団体との連携による不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援などの取組を推進していく必要があります。

■いじめ防止対策

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、51,478件で、前年度より11,248件増加しています。

いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめは、「絶対に許されない」、「卑怯な行為である」、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応に向けた取組の推進が求められています。

²⁵フリースクール：不登校等、様々な事情や課題を有する子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

■中途退学の未然防止と高校中退者に対する支援

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立高等学校の中途退学者は909人で減少傾向にあります。

中途退学の理由は学校生活・学業不適應が最も多く、フリーターやニートなどにつながっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められています。

■自殺防止対策

厚生労働省の「人口動態統計」によると、本県の自殺者数は平成23年の1,370人をピークに減少傾向にありますが、依然として年間で1,000人前後の方が亡くなっており、令和2年の死因順位において、自殺による死亡は全体では9位となっていますが、10歳から39歳までの年齢層では死亡原因の1位となっています。

また、「千葉県における自殺の統計」（千葉県衛生研究所）によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後と拡大前で主な傾向を比較すると、女性の自殺者数が増加したこと、自殺の原因・動機として、男性の19歳以下で親子関係の不和、家族からのしつけ・叱責、20歳台で多重債務の負債の割合が、女性の19歳以下で精神疾患の悩み、20歳台で職場問題、30歳台で子育ての悩み等の割合が多くなったことが認められたとされています。

思春期は精神的な安定を損ないやすい時期であり、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されることから自殺を防ぐ対策の充実を図ることが必要です。

■ひきこもりに対する支援

ひきこもりの状態については、自らが相談窓口に出向くことが難しい場合や、家族からも相談がなされない場合が多いことから、その状態が長期化し、本人とその親が共に高齢化する「8050問題」も生じています。

ひきこもりの支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、多様な支援の選択肢を用意することが必要です。

そのためには、行政機関や民間団体、NPO法人等などの関係機関が連携して、ひきこもり状態にある方等への支援をスムーズに行えるよう、相談窓口の明確化、周知を図ることが重要です。

■若年無業者（ニート）に対する支援

令和3年「労働力調査」（総務省）によると、15～39歳の若年無業者数（家事も通学もしていない者）は、全国で約75万人とされ、15～39歳人口に占める割合は2.3%となっています。

若年無業者数の推移は、平成14年以降、70万人超で推移し、令和2年には87万人と急増しました。令和3年には、75万人と令和元年以前の水準に戻ったものの若年無業者数は依然高止まりしています。

ニート等の若者が充実した職業生活を送り、社会を支える担い手となるよう、支援していくことが求められています。

■ヤングケアラーに対する支援

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（厚生労働省）によれば、小学6年生の6.5%、15人に1人が大人に代わって介護や家事などの家族の世話をしているとされています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から表面化しにくい構造となっており、支援を行うに当たっては、アウトリーチにより早期に発見することが重要です。

■慢性疾病を抱える児童等や子ども・AYA世代がん患者²⁶への支援

平成26年度に実施した「小児慢性特定疾病医療給付受給者・家族の実態調査」によると、現在困っていることについて、「同じ病気の子を持つ方と知り合う機会がない」が40.5%、「近くに専門医がない」が37.9%、「同じ病気を持つ子ども同士の交流の場がない」が26.1%となっています。

慢性的な疾病を抱える児童等の健全育成を図るとともに、小児慢性疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会を実現するため、必要な医療や支援を確実、かつ、切れ目なく受けられるよう、医療、福祉、教育、雇用支援等に関連する関係機関と連携を図る必要があります。

また、子ども・AYA世代のがんは、他の世代に比べて患者数が少なく、疾患構成も多様であり、医療従事者に診療や相談支援の経験が蓄積されにくくなっています。

乳幼児期から思春期・若年成人世代まで、幅広いライフステージで発症し、治療後も長期にわたりフォローアップを要すること、ライフステージによって多様なニーズ

²⁶ AYA世代がん患者：Adolescent & Young Adult（思春期・若年成人）世代の略称で、15歳から39歳までのがん患者を指す。

が存在することから、成人のがんとは異なる対策が求められます。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	小中学校 41.5% 高等学校 42.6% (令和3年度)	全国平均以下かつ 減少を目指します
本県のいじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合	78.7% (令和3年度)	国と同程度(±1%)の解消率を維持します

【主な施策の方向性】

(1) 不登校児童生徒に対する支援（教育庁児童生徒安全課、教育庁教職員課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 不登校児童生徒・保護者が専門的な見地から助言を受けることができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 対応に当たっては学校と家庭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図ります。
- ・ 不登校児童生徒支援推進校²⁷及び地区不登校等児童生徒支援拠点校²⁸を指定し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援に努めます。
- ・ 「千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」及び「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」を活用して、不登校や不登校傾向にある児童生徒・保護者の支援及び教員の指導力の向上に努めます。
- ・ 長期化等により解消が困難なケースに対応するため、福祉や心理の専門家等を構成員とする「不登校児童生徒支援チーム」による支援を行います。

(2) いじめ防止対策（教育庁児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ いじめ問題に関する教職員研修の実施や児童生徒を対象として配付する「いじめ防止啓発カード」の作成、教職員向けいじめ防止資料集の活用等によりいじめ

²⁷ 不登校児童生徒支援推進校：不登校児童生徒支援推進校に指定された県内の小・中学校について、学校の校内に不登校児童生徒支援教室を開設し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象に学習支援やソーシャルスキルトレーニングなど、個々の生徒の実態に応じた支援を行う。

²⁸ 地区不登校等児童生徒支援拠点校：各教育事務所管内に生徒指導体制が整備されているセンター校を各2～3校指定しており、拠点校には、訪問型支援を中心に不登校支援を行う訪問相談担当教員を配置し、家庭訪問やケース会議等を通じて、不登校児童生徒、保護者、教職員に対する指導・援助を行う。

防止対策の普及啓発に努めます。

- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。
- ・ SNSを活用した相談体制を整備し、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。

(3) 中途退学の未然防止と高校中退者に対する支援（学事課、雇用労働課、教育庁財務課、児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 学業不振、学校生活への不適応などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整えます。
- ・ 高校中退者に対し、就労・学び直しなどの各種支援を行います。

(4) 自殺防止対策（健康づくり支援課、教育庁児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。
- ・ 県作成資料の「SOSの出し方教育」を活用して、児童生徒が一人で悩みを抱え込まず誰かに助けを求めることができるよう指導することで、児童生徒の自殺等を未然に防止します。
- ・ 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくりを推進するため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・ 若年層については、インターネット媒体に対する親和性が高いことから、各種インターネット媒体を積極的に活用して、若年層に対する支援情報の周知や自殺予防の啓発を行います。

(5) ひきこもりに対する支援（障害者福祉推進課）

- ・ ひきこもりに悩む若者自身やその家族の相談窓口である「千葉県ひきこもり地域支援センター」を設置運営し、主に電話による相談に応じます。
- ・ ひきこもり地域支援センターでは、相談内容に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な支援機関につながります。また、希望に応じ、面接・訪問（アウトリーチ）を行います。
- ・ 市町村や関係機関と連携しながら、ひきこもっている本人や家族等の支援に取り組めます。

(6) ニートに対する支援（雇用労働課）

- ・ 若年無業者の個々の状況に応じた職業的自立支援を行う拠点である「ちば地域若者サポートステーション」の充実を図ります。
- ・ また、県内の各地域若者サポートステーション²⁹をはじめ、関係機関・団体とのネットワークを整備・活用して、より適した支援を行えるよう、連携を強化します。

(7) ヤングケアラーに対する支援（児童家庭課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 県内におけるヤングケアラーの状況及び課題を把握し、必要な支援体制の構築につなげていきます。
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。
- ・ 幅広い相談ツールにより、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 教職員への研修を実施し、ヤングケアラーの早期発見、適切な関係機関との連携につなげます。

(8) 慢性疾病を抱える児童等や子ども・AYA世代がん患者への支援（健康づくり支援課、疾病対策課）

- ・ 各健康福祉センター（保健所）において、必要な情報提供及び助言を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連絡調整その他の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図ります。
- ・ 小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図り、健全育成及び福祉の向上を図ることを目的に、小児慢性特定疾病医療費の一部を助成していきます。
- ・ 子ども・AYA世代のがんについて理解を図るために、医療機関や相談体制、教育支援等の情報収集を進め、「千葉県がん情報 ちばがんナビ」や県ホームページに掲載し、周知に努めます。
- ・ 将来、子どもを生き育てられることを望む小児・AYA世代のがん患者が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成します。

²⁹ 地域若者サポートステーション：若者の職業的自立を支援する厚生労働省の事業。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供している。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
訪問相談担当教員の配置	不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等児童生徒支援拠点校に配置する。訪問相談担当教員は教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。 (教育庁児童生徒安全課)
いじめ防止対策等推進事業	千葉県いじめ防止基本方針を周知する等の教員研修を実施するとともに、児童生徒・保護者向け啓発資料を作成・配付し、児童生徒、保護者、教職員等に広くいじめに関する周知を図る。 また、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して、福祉等の関係機関との連携を図る。 (教育庁児童生徒安全課)
学び直し支援事業	高等学校等を中途退学した者が再び千葉県内の私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も継続して授業料の支援を行う。 (学事課)
自殺対策推進事業	子どもや若者の自殺防止対策を推進するため、市町村等が実施する若年層向けの自殺対策事業に係る経費の一部を補助する。 (健康づくり支援課)
ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり本人や家族等への支援を行うため、ひきこもり地域支援センターを運営する。また、地域での支援体制を推進するため、関係機関との連携会議やひきこもりに関する研修会を実施する。 (障害者福祉推進課)
ちば地域若者サポートステーション事業	若年無業者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取り組みへの意欲が認められる、15歳から39歳までの者を対象にして、職業的自立に向けた支援を行う。 (雇用労働課)
ヤングケアラー県内実態調査	千葉県内におけるヤングケアラーの状況及び課題把握のため、地方自治研究機構の共同調査研究事業を活用し、実態調査及び今後の施策の検討を行う。 (児童家庭課)
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	各健康福祉センター（保健所）において、必要な情報提供及び助言を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連絡調整その他の事業を行う。 また、各健康福祉センター（保健所）において、小児慢性特定疾病児童等やその家族のための交流会や支援関係者向けの研修会などを開催する。 (疾病対策課)

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

基本目標3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

基本方策⑨ 障害のある子どもへの支援

【現状と課題】

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるようにするため、地域において、療育支援体制の構築が求められています。

さらに、障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援が受けられるように、また、家族が問題を抱え込むことのないようにするためにも、在宅支援機能の強化が必要となります。

また、手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を活用するなど、相談体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る必要があります。

医療的ケア児等の支援に関しては、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図るとともに、在宅医療機関等が医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医療関係者の一層のスキルアップに取り組んでいくことが必要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）	143 箇所 （令和3年度）	152 箇所以上を 目指します

【主な施策の方向性】

(1) ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実（障害福祉事業課）

- ・ ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイル³⁰の導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。

(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化（障害福祉事業課）

- ・ 障害のある子どもの家族のレスパイト³¹に対応するため、短期入所事業所の拡充を図ります。
- ・ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。

(3) 地域における相談支援体制の充実（障害福祉事業課）

- ・ 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設の職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うよう市町村に働きかけます。
- ・ 在宅の障害のある子どもに対して、各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、療育支援コーディネーター³²について、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。
- ・ 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、ペアレントメンター³³の登録を行い、千葉県発達障害者支援センター（CAS）と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。

³⁰ ライフサポートファイル：障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

³¹ レスパイト：障害のある人の家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

³² 療育支援コーディネーター：在宅の重症心身障害の状態にある子ども、知的障害、身体障害や発達障害のある子ども等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する役割を担う。

³³ ペアレントメンター：発達障害のある子どもを育てた経験がある親で、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。

(4) 医療的ケア児に対する支援の充実（障害福祉事業課）

- ・ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスが受けられるよう、訪問看護師の育成研修を行うほか、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを育成し、配置を働きかけます。
- ・ 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主にこうした子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1カ所以上確保するよう、市町村に働きかけます。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
ライフサポートファイルの普及	ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報伝達ツールとして「ライフサポートファイル」の普及を推進する。 (障害福祉事業課)
障害児短期入所の充実	家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間受け入れる短期入所事業所の拡充を図る。 (障害福祉事業課)
障害児等療育支援事業	障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。 (障害福祉事業課)
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等の地域での受入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。 (障害福祉事業課)

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止
基本目標3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

基本方策⑩ 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

令和元年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、平成30年の我が国の「子どもの貧困率」は13.5%と、調査を始めてから最も高かった平成24年より2.8ポイント低下したものの依然高い水準にあり、実に7人に1人の子どもが貧困に陥っているという調査結果となっています。

全ての子どもたちが、夢や希望を持って成長できるよう、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援」「経済的支援」「支援につなぐ体制整備」を総合的に推進していくことが求められます。

また、「大人が一人の世帯の貧困率」は48.1%となっており、ひとり親家庭など大人一人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。ひとり親家庭の親は、仕事や子育てで忙しく、地域とのつながりが希薄なことから、必要な支援が受けられないこともあるため、必要な支援に確実につなげていく取組が重要です。

◎関連指標

項目	現状(基準年)	目標(R9)
生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率	91.3% (令和3年3月卒業者)	県全体の高等学校等進学率に近づけます

【主な施策の方向性】

(1) 学習支援・就学支援の充実（学事課、健康福祉指導課、教育庁財務課）

- ・ 全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。

(2) 安定した生活の確保や自立の促進（健康福祉指導課、児童家庭課、雇用労働課、教育庁生涯学習課）

- ・ 貧困状態にある子どもやその保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、子育てや家庭教育等、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、保護者の就労支援や、食・住生活の支援を行います。

(3) 保護者に対する就労支援（健康福祉指導課、児童家庭課、雇用労働課）

- ・ 保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であるとともに、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や自立心の助長を育み、貧困の連鎖の防止に大きな教育的意義があるため、保護者の状況やその置かれている環境に応じた就労支援の充実を図ります。

(4) 経済的支援（児童家庭課）

- ・ ひとり親世帯の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成や貸付け等の諸制度について、対象となる世帯や必要な世帯によるその活用方法や活用促進のための相談体制を整備します。

(5) 支援につなぐ体制の整備（健康福祉指導課、子育て支援課、教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 「子どもの未来応援 気づきのチェックシート」を用いるなど、子どもの身近にいる保育者や学校の周りの大人が、保育所、幼稚園、学校等の現場などで子どもの貧困に気づき、適切な支援につなげられる取組を推進します。
- ・ 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるため、子どもたちの身近にいる保育士に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等に関する研修を実

施します。

- ・ 幼児教育の質の向上及び幼保小の円滑な接続を促進するため、総合教育センターに幼児教育センター的機能を持たせ、幼児教育アドバイザーを中心とした指導・助言、幼児教育関係研修の実施等を行います。
- ・ 学校においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等が、市町村の福祉部門や児童相談所、地域と連携する体制を構築できるよう取り組みます。
- ・ 地域の多様な人材を活用し、子育てや家庭教育に関する相談や情報提供を行うとともに、教育と福祉の連携を図り、支援が必要な家庭を適切な機関につなぐ「家庭教育支援チーム³⁴」の設置推進を図ることで、貧困だけでなく、複合的な課題を抱える家庭に対する支援を推進します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
千葉県奨学資金貸付事業	収入が一定の基準額以下の世帯で、経済的理由により修学が困難な高等学校等に在籍する者に対し、奨学資金の貸付け（無利子）を行う。 (教育庁財務課)
自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）	各市、町村においては県が委託（設置）する相談窓口において、生活困窮者の抱える様々な問題について相談に応じ、利用可能な支援に結びつけるなど、包括的な支援を実施する。 (健康福祉指導課)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスの提供、養育費の取得のための相談等を実施する。 (児童家庭課)
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、市町村が行う当該助成事業に対して助成する。 (児童家庭課)
子どもの未来応援気づきのチェックシート	「子どもの未来応援 気づきのチェックシート」を策定し、子どもの身近にいる保育者や学校の周りの大人が、保育所、幼稚園、学校等の現場などで子どもの貧困に気づき、適切な支援につなげる。 (健康福祉指導課)

³⁴ 家庭教育支援チーム：地域の多様な人材を活用し、子育てや家庭教育に関する相談や情報提供等を行うとともに、教育と福祉の連携を図りながら、保護者の集まる場所に支援者が出向いて行うアウトリーチ型家庭教育支援により、支援の必要な家庭を適切な機関につなぐ等の支援を行う。